

社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会員規程

制定 平成 18 年 3 月 27 日

改正 平成 29 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 34 条第 3 項の規定に基づき、会員及び会費の納入について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第 2 条 本会の会員は、次の区分による。

- (1) 普通会員 普通会員は、東吾妻町に居住する者で、全戸加入を原則とする。
- (2) 特別会員 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、特別会員となることを申し出た役員・学識経験者及びその他の個人とする。
- (3) 賛助会員 賛助会員は、本会の趣旨の深い理解と認識を有し、賛助会員となることを申し出た企業・団体等とする。

(会費)

第 3 条 前条各号に規定する会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 年間一世帯当たり 500円
- (2) 特別会員 年間一口当たり 1,000円
- (3) 賛助会員 年間一口当たり 2,000円

(会費の納入)

第 4 条 普通会費の納入は、毎年7月末日までに、納入通知書により納入するものとする。ただし、年度途中において会員となった者は、入会または申し出の際納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納による場合のほか返還しない。

(会費の減免)

第 5 条 会費は、特別の事由があると認められるときは、これを減免することができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。